

## ○福島県立図書館児童図書研究室「おはなし会用資料」の利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は福島県立図書館利用規則第33条の規定に基づき、当館所蔵の「おはなし会用資料」(以下「資料」)という。)の円滑な利用を促進するために必要な事項を定める。

(資料の範囲)

第2条 利用の対象となる資料は、おはなし会等のために作製された大型の紙芝居や絵本やパネルシアター等とする。該当する資料については、当館作製の「ビッグブック所蔵一覧」「手作り紙芝居等所蔵目録」「大型紙芝居リスト」に収録されたものとする。

(貸出対象)

第3条 この資料の貸出を受けることのできるのは、県内の団体とし、つぎに掲げるすべての項目に該当するものとする。

- (1) 営利を目的としない団体であること
- (2) 演ずる人に報酬が支払われないこと
- (3) 参加者から料金を徴収しないこと
- (4) 読書普及のための活動であること

(貸出期間)

第4条 資料の貸出期間は1ヶ月以内とする。但し、予約が入った場合、利用が終わり次第返却するものとする。

(貸出点数)

第5条 貸出点数は、1団体1回につき1点とする。

(貸出及び返却手続き)

第6条 貸出方及び返却手続きは、つぎのとおりとする。

- (1) 資料の貸出は、別記様式「児童図書研究室資料借受申込書」によるものとする。
- (2) 資料の貸出・返納の方法は、直接来館・郵送(簡易書留)・宅配便及び協力車とする。協力車については「福島県立図書館協力車事業実施要綱」によるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。